

別表第1（第2条関係）

修繕項目		修繕費の負担区分	備考
建物関係	建築主体（壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段）	市	
	敷居及び鴨居	市	
	天井仕上材	入居者	
	内壁の塗装及び内装材	入居者	
	建具及び建具金物	入居者	鍵、戸車及び取手を含む。
	畳及びふすま	入居者	
	玄関扉及び同建具調整	市	付属金具及び塗装を除く。
	押入、棚、台所棚及び流し台	入居者	
	ガラス及び障子	入居者	
	カーテンレール及びタオル掛け	入居者	
	床仕上材	入居者	クッションフロアー及びフローリングを含む。
	雨漏り	市	
	雨樋	市	
	便槽	市	
	便所臭突及び汲取口蓋	入居者	
	物干金物	市	
	ベランダ手摺	市	
	ベランダ間仕切	市	
	ベランダ漏水	市	
	室内手摺	市	入居者が増設したものを除く。
	室内間仕切	入居者	
	浴室防水	市	
	釜並びに浴槽の取付及び取外	入居者	
	シャッター	市	
	木柵及び塀	入居者	
	会所及び側溝	市	一般清掃を除く。
	物置小屋	入居者	雨漏り及び外壁を除く。
電気設備関係	スイッチ及びコンセント類	入居者	テレビ端子を含む。 特殊スイッチを除く。
	ブレーカー	市	入居者が増設したものを除く。
	電線	市	入居者が増設したものを除く。
	ヒューズ	入居者	
	照明器具	入居者	市設置の配線工事を伴う器具を除く。
	引っ掛けシーリング	入居者	
	ぶらさがりコード不良の交換	市	引っ掛けシーリングに交換
	換気扇	入居者	天井埋込式を除く。
	レンジフード	市	汚れ及び付属品を除く。
	インターホン及びチャイム	入居者	火災警報器連動式を除く。
給排水衛生・ガス設備関係	給水管	市	入居者が増設したものを除く。 木造及び簡耐は水道メーターから道路側は水道局の管轄となる。
	排水管及びトラップ腐食破損	市	
	排水管詰まり	入居者	共用管を除く。
	水栓及びパッキン	入居者	
	混合水栓（シングルレバー式）	市	パッキンを含む。
	シャワーセット	入居者	
	便器のがたつき及び水漏れ	市	
	ペーパーホルダー	入居者	
	フラッシュバルブ	市	
	洗浄管腐食	市	
	ロータンク	入居者	防露取替時を除く。
	ロータンク内部器具	市	

	衛生陶器	入居者	便器（便座、フタ及びネジを含む。）等
	目皿及びつり鐘	入居者	
	洗面台及び洗面化粧鏡	入居者	
	ガス管	市	
	ガスコック	市	
共同 施設 関係	給水塔修繕	市	
	受水層並びに高架水槽の清掃及び修繕	市	
	消火器、消火栓及び共同水栓	市	消火器ボックスを含む。
	電気室及びポンプ室	市	
	防火設備	市	
	テレビ共聴設備	市	
	テレビ電波障害設備	市	
	エレベーター	市	
	ダストシュート	市	
	屋上点検口	市	
	屋上フェンス及び手摺	市	
	防護柵及び外部フェンス	市	
	集合郵便受け	市	
	外（街）灯の器具及び球	市	
	廊下灯、階段灯、掲示板及び 自転車置場の球	入居者	特殊器具を除く。 器具は市負担とする。
	公園遊具	市	
	樹木剪定	市	
	コンテナボックス及び置場	市	
	自転車置場	市	
	駐車場	市	
	共用部スイッチ及びコンセント	市	
給湯 器・ 浴槽 関係	給湯器本体	市	
	コントローラー本体	市	カバー破損等は入居者負担とする。
	フィルター	入居者	
	浴槽本体	市	破損、汚れ及び蓋は入居者負担とする。
	排水栓	入居者	鎖を含む。

注意 この表にかかわらず、破損した場合等については、原因者負担とする。